

南ア労働許可・滞在許可の手続き遅延について

在留邦人の皆さまへ

最近、南アにおける労働許可・滞在許可の更新に関する問い合わせが当館に多く寄せられていますので、次のとおりご連絡します。

1. 現状

- (1) 南アに滞在する日本人駐在員の大半が、赴任時に本邦南ア大使館から「企業内転勤労働許可」(Intra Company Transfer Work Permit、ICT)を取得して赴任しています。この「企業内転勤労働許可」は有効期間2年間で更新は不可のため、赴任中に「一般労働許可」(General Work Permit)を取得する必要があります。
- (2) 労働許可の更新は関係法令の規定により、有効期限の30日前から申請を行えますが、主管官庁の内務省が労働許可の許認可をめぐる不正を一掃することを目的として、従来同省の地域事務所が行っていた労働許可の発行権限をプレトリアの本部のみに集中させたため、労働許可に関する事務が停滞し、本年3月頃より労働許可の更新が受けられない方が続出しています。

2. 対処方法

- (1) 新しい労働許可の申請をして、それが受理されている方は、現在の労働許可の期限後もそのまま当国に滞在することが可能です。(不法滞在の扱いにはなりません)。内務省が発行した受領書写し及びエージェント(弁護士事務所)発行の労働許可を申請中であることを証明するレターを所持してください。
ただし、この状態で出入国する場合には罰金が科せられ(出国だけの場合は1,500ランド、出入国両方の場合には3,000ランド)、支払いは本邦南ア大使館などの南ア在外公館か、近隣国への出国する場合には、再入国時に入管事務所にて行うこととなります。
- (2) 労働許可の有効期限までに一旦当国を出国し、有効期限後に再入国すると出張者や観光客と同様に90日間の短期滞在許可が取得できます。その後許可された90日間の間に、労働許可が発行されれば切り替えることが可能です(ただし、これを目的として近隣諸国に一時滞在したが、当国再入国の際に30日程度の短い滞在期間しか認められなかったという例もあります)。
- (3) なお、労働許可に関する事務が停滞している状況を本邦の南ア大使館に

相談したところ、現在南アに駐在されている方であっても、日本国内で申請すれば改めて「企業内転勤労働許可」を発給することが可能との回答を得ました。

本申請には初回申請時と同じ書類が必要で、さらに南ア警察が発給する無犯罪証明書も必要になる由です。書類が整っていれば審査期間は初回申請時と同程度で発給可能の由。詳しくは同大使館ビザ・セクションに直接お問い合わせください。

在東京南アフリカ大使館

電話：＋８１－３－３２６５－３３９９（代表）

ビザ・セクション：麻生（あそう）職員

メールアドレス：visa@dirco.gov.za（日本語可）

ホームページ：<http://www.sajapan.org/pages/immigration.html>

以上

平成２２年１０月４日

日本大使館領事班

電話：012-452-1500

F A X：012-452-1600

consul@embjapan.org.za